

## 豊四季はぐくみ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人岐山会
事業者の所在地	我孫子市布佐1857-10
事業者の電話番号・FAX	04-7189-0879
代表者氏名	理事長 水野 克己

### 2 施設の概要

種別	保育園					
名称	豊四季はぐくみ保育園					
所在地	柏市篠籠田1082-2					
電話番号・FAX	電話番号 04-7128-8975 FAX 04-7128-8976					
施設長氏名	遠江 曜子					
開設年月日	平成31年 4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	4名	15名	17名	18名	18名	18名
取扱う保育事業	延長保育					
事業所番号	1208-625020-2					

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		1,237.23 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	木造 2階建て 建築面積 468.32 m <sup>2</sup>	
	延床面積	853.12 m <sup>2</sup>	
設備の種類		冷暖房・床暖房	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 289.05 m <sup>2</sup>	

・ 1階

施設設備の数と面積	職員室	1室	36.64 m <sup>2</sup>
	応接室	1室	13.76 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	31.05 m <sup>2</sup>
	多目的便所	1室	5.69 m <sup>2</sup>
	調乳室	1室	3.68 m <sup>2</sup>
	沐浴室	1室	11.22 m <sup>2</sup>
	幼児用便所	1室	14.46 m <sup>2</sup>
	洗面室	1室	6.45 m <sup>2</sup>
	倉庫・物入	8室	32.06 m <sup>2</sup>
	0・1歳児室	1室	107.86 m <sup>2</sup>
	2歳児室	1室	47.2 m <sup>2</sup>

・ 2階

施設設備の数 と面積	教材室	1室	16.99 m <sup>2</sup>
	倉庫・物入	6室	40.79 m <sup>2</sup>
	幼児用便所	1室	27.36 m <sup>2</sup>
	遊戯室	1室	117.48 m <sup>2</sup>
	3歳児室	1室	45.73 m <sup>2</sup>
	4歳児室	1室	49.85 m <sup>2</sup>
	5歳児室	1室	51.3 m <sup>2</sup>

・ 1階／2階

その他	193.55 m <sup>2</sup>
-----	-----------------------

#### 4 施設の目的、運営方針

目的	<p>豊四季はぐくみ保育園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する保育・教育並びに 3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。</p>
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は、子どもたちが、素直な気持ちで相手の話をよく聞き、想像し考える力を養い、丈夫な身体を育みます。</li> <li>・本園は、子どもたちがけじめをつけ、充実した毎日を過ごす事ができるように教育・保育に努めます。</li> <li>・本園は、子育ての重要な役割は家庭にあることを重視し、保護者との連携を密に取りながら、一人ひとりの子どもに寄り添った教育・保育を行います。</li> <li>・本園は、地域の子育てをしているすべての家庭に対して、子育て相談・支援を行います。</li> <li>・本園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を順守します。</li> </ul>

## 5 職員体制

職 種	常勤	非常勤	職 務 の 内 容
園長	1人		教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組む、一体的な管理運営を行う。
主任保育士	1人		園長を補佐し園務を整理し、園児の教育・保育を行う。
保育士	18人	5人	保育所保育指針及び全体的な計画に基づき、園児の保育を行う。
栄養士	1人		献立を考案し調理業務及び食育に関する活動を行う。
調理員		4人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
事務員	1人		園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。
用務員		2人	登園時の交通整理や環境整備を行う。

## 6 保育・教育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
休園日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から31日及び1月1日から3日

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
----------	--------------------

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	夕：午後6時01分から午後7時00分まで

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時29分まで 夕：午後4時31分から午後7時00分まで

## 8 利用料金（利用者負担）

基本保育料 (0～2歳児クラス)	保護者が居住する市町村が定める利用料
給食費 (3～5歳児クラス)	主食費1,100円+副食費5,200円=6,300円/月額
延長保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間認定者 午後6時01分から午後7時00分まで 30分利用ごとに100円 午後6時01分以降利用の場合、補食代として50円</li> <li>・保育短時間認定者 午前7時00分から午前8時29分まで 午後4時31分から午後7時まで 30分の利用ごとに100円 午後6時01分以降利用の場合、補食代として50円</li> </ul> 全ての認定において午後7時以降は30分ごと1,000円
衛生管理費 (布団レンタル代・クリーニング代等)	700円/月額
保険代(日本スポーツ振興センター)	315円/年額
月間絵本代	2歳児 750円/月額      3～5歳児 700円/月額 (8月・3月は800円/月額)

## 9 支払方法

給食費	: 現金納付
延長保育料	: 月末締め 翌月10日現金納付
その他料金	: 全て現金納付

## 10 保育理念

健康・人格・躰の3本柱から成り立ち、生きている一瞬一瞬を大切にす  
一期一会の精神を保育の根本とします。

## 11 保育方針

- ・強い身体と心をもつ子どもに育てる
- ・人の話を良く聞く子どもに育てる
- ・仲良く遊ぶ子どもに育てる
- ・良く考える子どもに育てる
- ・素直な心の子どもに育てる

## デイリープログラム

	0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児	
7:00	開園・時間外保育（保育短時間）				
8:20	各クラスへ移動・自由遊び・順次登園				
9:00	(朝の会)	朝の会			
9:10	午前のおやつ			カリキュラム活動 (漢字絵本・数字遊 び・制作)	
9:30	主な活動 (制作・室内遊び・ お散歩)	主な活動 (制作・室内遊び・お 散歩)	カリキュラム活動 (漢字絵本・数字遊 び・制作)		
11:00	給食	給食準備	外遊び・室内遊び	外遊び・室内遊び	
11:10		給食	給食準備	給食準備	
11:30			給食		給食
11:40	午睡	午睡	給食	給食	
11:50			午睡	午睡	午睡
12:00					
13:00		午睡	午睡		
14:00				午睡	午睡
15:00	起床・検温				
15:10	午後のおやつ				
15:30	自由遊び				
16:00	順次降園				
16:31	時間外保育（保育短時間）				
18:01	時間外保育・補食（保育標準時間）				
19:00	閉園				

※4月当初の年齢別日課表です。おおまかですが、まだ小さなお子さん達ですので、少しずつ生活リズムを合わせていただけますとよりスムーズに保育園生活に慣れて、本人に負担がかからないと考えております。

## <保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0 歳児	いちご組		園生活に慣れる 身体を動かす楽しさを味わう
1 歳児	みかん組		よく食べよく寝てよく遊び、身のまわりの事を自分でしようとする 散歩や戸外遊びを通して、身体を十分に動かす
2 歳児	めろん組		身のまわりのしまつを自分でやる意欲を育てる よく身体を動かし、好き嫌いなく何でも食べる
3 歳児	もも組		園生活を楽しみ、いろいろな事に挑戦しよう 目を見て自分から進んで挨拶しよう
4 歳児	ゆり組		相手を思いやる心を育み、素直な心で接しよう 自分の力で考え、何事も挑戦してみよう
5 歳児	さくら組		苦手なことにも諦めずに挑戦しよう 年長としての自覚を持ち、思いやりのある行動をとろう
年間行事予定			年度初めに配布される、お手紙をご確認下さい

※行事については変更や中止の可能性がありますのでご了承下さい。

## 12 給食等について

	提供内容			園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	給食		おやつ	
	主食	副食		
0 歳児	○		○ (午前・午後)	(1050kcal) 45%
1 歳児				
2 歳児				
3～5 歳児			○ (午後)	

### <アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、「豊四季はぐくみ保育園 アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・「食物アレルギー指示書」に基づき、除去食・代替食の提供
- なお、「食物アレルギー指示書」については、定期的（医師の指示により1年に1回・半年に1回）な病院受診をお願いしています。

## 13 保護者に用意していただくもの

- ・家庭状況調査票 ・駐車場利用申請書 ・時間外保育申請書 ・土曜利用申請書
- ・重要事項説明書兼同意書 ・入園時健康診断書 ・アレルギー診断書 等

## 14 登園・降園・欠席・遅刻・早退について

入園手続き時のお手紙でご確認下さい。

## 15 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育む事が大切であり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら子ども達を中心に、家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・毎月園便りが発行されます。
- ・個人面談（年2回）の開催。
- ・0、1、2歳児クラスは連絡帳にて1日の様子をお伝えします。  
3、4、5歳児クラスは毎日ではありませんが、送迎時に1日の様子をお伝えします。
- ・園生活や、行事の様子をフェイスブックとインスタグラムを活用し、お伝えします。

## 16 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

「保健計画」に基づき内科健診及び歯科健診を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

### (2) 健康管理、病気のときの対応

登園時の「視診・触診・検温」をはじめ、保育時間内の定期的な健康管理を行っています。なお、登園時の検温で平熱よりも明らかに熱が高い、または保育時間内に平熱よりも明らかに熱が高い、具合が悪い、などの場合には、お迎えをお願いしております。学校保健安全法に定める学校感染症の疑いが見られる場合には、病院受診のお願いをしております。

## 17 感染症対策について

当園は、感染症又は食中毒の発生、又はまん延しないように、国の「感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、「感染症対応マニュアル」「調理衛生管理マニュアル」を作成し、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。園内での感染症の発生状況の掲示や情報提供も行っています。

## 18 障がい児保育・医療的ケアが必要な児童の保育について

「ウェルネス柏」「当該児のかかりつけ病院」との連携の中で、お子さんに必要な対応を明確にし、保育を行っています。

## 19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	医療法人社団大成会 橋本眼科医院
医 院 長 名	橋本 哲也
所 在 地	千葉県柏市柏1-1-7 柏池松ビル1F
電 話 番 号	04-7167-4100

## 20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	菜のはな歯科クリニック
医 院 長 名	井口 将人
所 在 地	千葉県篠籠田1462-1
電 話 番 号	04-7190-5057

## 21 地域防災拠点

保育園近隣の地域防災拠点は次のとおりです。

指定避難場所	柏市立 柏第三中学校 (園より歩いて2分程)
所在地等	篠籠田 987 番地の 1 電話 04-7144-5686 収容人数 7,039 名

## 22 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

豊四季駅前交番	柏市豊四季 1 5 9 0 4 - 7 1 4 3 - 9 0 0 8
柏市消防局旭町消防署	柏市篠籠田 9 4 4 - 1 0 4 - 7 1 4 4 - 6 7 5 0

## 23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	遠江 曜子
消防計画届出年月日	平成 3 1 年 4 月 2 2 日
避難訓練	地震・火災・地震から火災・突風・夜間想定訓練の中から月に 1 度実施 別途、不審者対応訓練（園外活動中・来園）を行う
防災設備	消火器・誘導灯・非常警報器具

### 柏市内の保育園における災害発生時における臨時休園の判断基準

#### ●台風などの風水災害の場合

事象	対応	臨時休園・登園自粛となった場合の園児・保護者の対応	
		登園前	保育中
○市内に特別警報の発表 ○市内に警戒レベル 4（避難勧告・避難指示）以上の避難情報の発令 ○市内鉄道のいずれかの路線が終日運転を見合わせるなど、大規模な計画運休により、送迎や保育運営が困難	左記事象を総合的に勘定し、 <b>臨時休園</b> を判断します。	休園となりますので、家庭での保育をお願い致します。	速やかにお子さんのお迎えをお願いします。（お迎えの際には、十分に安全面を考慮に入れてお迎えに来てください。）
○市内に警戒レベル 3 の避難情報（避難準備・高齢者等避難開始）の発令 ○市内鉄道のいずれかの路線が運転本数を減らすなど、一部計画運休により、送迎や園における態勢を整えることが困難	左記事象を総合的に勘案し、 <b>登園自粛の要請</b> を判断します。	できる限り、家庭での保育にご協力ください。	できる限り、早目のお迎えにご協力ください。



## ●地震の場合

事象	対応	臨時休園・登園自粛となった場合の 園児・保護者の対応	
		登園前	保育中
○柏市内で震度5強以上の地震が発生したとき	<b>臨時休園</b>	休園となりますので、家庭での保育をお願いします。	速やかにお子さんのお迎えをお願いします。 (お迎えの際には、十分に安全面を考慮に入れてお迎えに来てください。)

※ 台風などの風水害の際は、当日午前6時の時点で対応を判断し、各園を通してお知らせします（登園自粛、開園・閉園時間の変更、臨時休園など）。

※ 気象庁が発表する情報や、市の防災緊急メール等もご確認いただき、お子さまの安全を第一にご協力をお願いします。

※ 災害時は、園の状況により、給食が提供できない場合があります。弁当持参をお願いする際は、各園からお知らせします。

## 24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の金額	死亡見舞金3000万円、1500万円など
保険金額	315円

## 25 業務の質の評価について

保育園の自己評価	実施方法：「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」に基づき、園長 実施の評価を全ての職員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内回覧
保育士の自己評価	実施方法：自己評価・相互評価・上司評価に基づき 園長との面接を行う。

## 26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 大矢 純子
相談・苦情解決責任者	氏名 園 長 遠江 曜子
第三者委員	氏名 戸巻 聖
	氏名 渡邊 祐一

面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

## 27 当園におけるその他の留意事項

喫煙	健康促進法に基づき、当園の敷地内はすべて禁煙です
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 28 利用の開始に関する事項

柏市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 29 利用の終了に関する事項

### (1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき

イ 子どもの居住地市町村と協議の上、保育の提供の継続が適当と認められないとき

ウ 保護者からの退園の申し出又は転園したとき

### (2) 退園の手続き

保護者は、当園を退園しようとするときは、原則として退園をする月の1ヶ月前までに、園長に対し退園届を提出するものとします。

### (3) 転園の手続き

保護者は、当園を転園しようとするときは、保育所等変更申込書を当園に提出を下さい。

何月から転園を希望するかにより受付期間が異なります。受付期間は新規申し込みと同様ですので、詳しくは平成31年度保育園等利用申し込みのご案内の表紙をご参照ください。

この申し込みの有効期限は、申し込みをされた年度の3月分の利用調整までです。

希望園を変更する場合や転園を取り下げる場合は再度、保育所等変更申込書をご提出ください。

## 30 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 31 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

保育者には、業務上知り得た個人情報を絶対に漏らしてはいけないという“守秘義務”があり、業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。また、離職後も守秘義務があります。

なお、当該個人情報については以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。ご理解の程よろしくお願い致します。

- (1) 他の教育・保育施設や地域型保育事業所へ転園する場合、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこととします。
- (2) 実習生やボランティアの方々には、お子様とご家族の個人情報秘密保持に関する誓約をしていただきます。なお、実習生には実習に必要な最小限のお子様の情報を提供させていただく場合があります。
- (3) 保育上、業務に必要な書類(出席簿、名簿、送迎表、児童票、緊急災害時連絡票等)にお子様の名前や年齢を記載させていただきます。
- (4) 保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。
- (5) 病気や怪我、事故等の際には医療機関、その他の関係機関に対して必要な情報を提供させていただきます。また、教育・保育の質の向上を目的として公共機関(小学校、保健所、発達支援センター、児童相談所、市役所等)と必要な情報提供を行うことがあります。
- (6) 保育園の様子を保護者の皆様へお伝えする為に、写真、お子さんの名前が記入してあるものを、園内に掲示することがあります。個人情報の取り扱いについての同意書(別紙)をご提出いただきます。